



目 次

規 則	ページ
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○基本測量の終了の通知 (")	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	2
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施 (")	2
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月27日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第44号

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年高知県規則第23号)の一部を次のように改正する。
第4条の3第3項中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改める。
第6条の3第3項中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。
第7条第1項中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。
第8条第1項中「第21条の5の28第2項」を「第21条の5の29第2項」に改め、同条第2項中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に、「第21条の5の29」を「第21条の5の

30」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第376号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成30年8月31日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
平成30年4月27日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - F R P 船 1 隻 (船名不明、船舶番号282-13862、船長6.30メートル、船幅2.00メートル)
 - F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.58メートル)
 - ア F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長4.25メートル、船幅1.20メートル)
イ F R P 船 2 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル)
 - ア F R P 船 1 隻 (船名不明、船舶番号K03-14232、船長5.50メートル、船幅1.30メートル)
イ F R P 船 1 隻 (船名、船舶番号、船長及び船幅不明)
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - 須崎市浦ノ内字下中山堂ノ浦 宇佐漁港水域
平成30年2月21日午前10時
 - 須崎市浦ノ内下中山入戸 宇佐漁港入戸1水門内
平成30年2月21日午前10時
 - 土佐市宇佐町萩谷川 宇佐漁港河口船溜
平成30年2月21日午前10時
 - 土佐市宇佐町鍋島頭 宇佐漁港-1.0m泊地
平成30年2月21日午前10時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
 - 平成30年2月21日午前11時
須崎市浦ノ内字下中山堂ノ浦 宇佐漁港水域
 - 平成30年2月21日午前11時
須崎市浦ノ内下中山入戸 宇佐漁港入戸1水門内

- 平成30年2月21日午前11時
土佐市宇佐町萩谷川 宇佐漁港河口船溜
- 平成30年2月21日午前11時
土佐市宇佐町鍋島頭 宇佐漁港-1.0m泊地
- 所有者等の行うべき措置
所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置
宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 問い合わせ先
吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課
(電話番号088-893-2114)

高知県告示第377号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成30年4月9日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成30年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 作業期間
平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- 作業地域
須崎市、吾川郡いの町及び仁淀川町並びに高岡郡中土佐町、佐川町、越知町、構原町、津野町及び四万十町

高知県告示第378号

国土交通省国土地理院長から平成29年4月高知県告示第330号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成30年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成30年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第379号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成30年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員	延 長	備 考
-----	-----	-----	-----	-----

		(メートル)	(メートル)	
南国市篠原 字神母ノ木	1490番4 1490番4地 先水路 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	5.10	25.05	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成30年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成30年8月11日 午前10時から	四万十市立中央公民館	わな猟免許
平成30年8月12日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
平成30年8月31日 午前10時から	高知県立大学(池キャンパス)	わな猟免許
平成30年9月1日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
平成30年9月9日 午前10時から	安芸市民会館	わな猟免許
平成30年11月3日 午前10時から	高知県立大学(池キャンパス)	わな猟免許及び網猟免許
平成30年11月4日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験の実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成30年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

| 実施市町村 | 日時                   | 場所          |
|-------|----------------------|-------------|
| 高知市   | 平成30年6月1日<br>午後1時から  | 高知ちばさんセンター  |
| 安芸市   | 平成30年6月4日<br>午後1時から  | 安芸市民会館      |
| 須崎市   | 平成30年6月6日<br>午後1時から  | 須崎市立市民文化会館  |
| 香南市   | 平成30年6月8日<br>午後1時から  | 香南市香我美市民館   |
| 宿毛市   | 平成30年6月12日<br>午後1時から | 宿毛市立中央公民館   |
| 四万十市  | 平成30年6月13日<br>午後1時から | 四万十市立中央公民館  |
| 田野町   | 平成30年6月15日           | 田野町ふれあいセンター |

|      |                      |                      |
|------|----------------------|----------------------|
|      | 午後1時から               |                      |
| 越知町  | 平成30年6月19日<br>午後1時から | 越知町民会館               |
| 室戸市  | 平成30年6月22日<br>午後1時から | 室戸市保健福祉センターや<br>すらぎ  |
| 高知市  | 平成30年6月26日<br>午後1時から | 高知市春野文化ホールピア<br>ステージ |
| 本山町  | 平成30年6月28日<br>午後1時から | 本山町プラチナセンター          |
| 四万十町 | 平成30年6月29日<br>午後1時から | 四万十町農村環境改善セン<br>ター   |
| 北川村  | 平成30年7月2日<br>午後1時から  | 北川村民会館               |
| 佐川町  | 平成30年7月4日<br>午後1時から  | 佐川町総合文化センター          |
| 檮原町  | 平成30年7月10日<br>午後1時から | 地域活力センター             |
| 香南市  | 平成30年7月13日<br>午後1時から | ポリテクカレッジ高知           |
| 大豊町  | 平成30年7月18日<br>午後1時から | 大豊町総合ふれあいセンタ<br>ー    |
| 四万十市 | 平成30年7月19日<br>午後1時から | 西土佐ふれあいホール           |
| 大月町  | 平成30年7月20日<br>午後1時から | 大月町農村環境改善センタ<br>ー    |
| 高知市  | 平成30年7月23日<br>午後1時から | 高知ちばさんセンター           |
| 香美市  | 平成30年7月24日<br>午後1時から | 香美市立保健福祉センター<br>香北   |
| 土佐町  | 平成30年7月27日           | 土佐町農村環境改善センタ         |

|       |                      |                  |
|-------|----------------------|------------------|
|       | 午後1時から               | ー                |
| いの町   | 平成30年7月29日<br>午後1時から | すこやかセンター伊野       |
| 高知市   | 平成30年8月1日<br>午後1時から  | 高知県立ふくし交流プラザ     |
| 四万十町  | 平成30年8月3日<br>午後1時から  | コンベンションホールきらら大正  |
| 仁淀川町  | 平成30年8月6日<br>午後1時から  | 仁淀川町立中央公民館       |
| 安芸市   | 平成30年8月7日<br>午後1時から  | 安芸市民会館           |
| 黒潮町   | 平成30年8月9日<br>午後1時から  | ふるさと総合センター       |
| 土佐清水市 | 平成30年8月10日<br>午後1時から | 土佐清水市立市民体育館      |
| いの町   | 平成30年8月13日<br>午後1時から | いの町立吾北中央公民館      |
| 香美市   | 平成30年8月23日<br>午後1時から | 香美市立保健福祉センター香北   |
| 四万十町  | 平成30年8月24日<br>午後1時から | 四万十町十和体育館        |
| 高知市   | 平成30年8月26日<br>午後1時から | 高知県立大学(池キャンパス)   |
| 須崎市   | 平成30年8月30日<br>午後1時から | 須崎市立市民文化会館       |
| 黒潮町   | 平成30年9月8日<br>午後1時から  | ふるさと総合センター       |
| 高知市   | 平成30年9月13日<br>午後1時から | 高知市春野文化ホールピアステージ |

2 狩猟免許更新申請手数料

- 2,900円(高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)
- 3 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限  
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に、それぞれの適性検査及び講習を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。
  - 4 狩猟免許更新申請書の配布場所  
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
  - 5 その他  
提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、四万十市入田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成30年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	森 宗壽	四万十市入田2471番地	
(就任)			
理事	久保 良高	四万十市入田577番地	

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
平成30年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

|      |       |                |   |
|------|-------|----------------|---|
| 役名   | 氏名    | 住              | 所 |
| (退任) |       |                |   |
| 理事   | 谷合 喜秋 | 香南市野市町下井1716番地 |   |
| (就任) |       |                |   |
| 理事   | 山本 實  | 香南市野市町上岡2672番地 |   |

-----

**公安委員会規則**

-----

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年4月27日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第5号**  
**高知県警察組織規則の一部を改正する規則**  
高知県警察組織規則(平成6年高知県公安委員会規則第1号)

の一部を次のように改正する。  
第6条の2第1項第10号中「(公安委員会に対するものを除く。)」を削る。  
第7条第5号を削る。  
第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。  
第13条第1項中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。  
(9) 精神錯乱者、めいてい者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県警察組織規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。